

総務委員会審査日程表

日時 令和5年12月20日(水)

本会議休憩中開議

場所 第3・4委員会室

第1 議案第103号 令和5年度流山市一般会計補正予算(第6号)

第2 議案第104号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）等による戸籍法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料を追加するほか、所要の改正を行うため。

【新たな事務】

- (1) 広域交付（本籍地以外での戸籍証明書等の交付）
- (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行
- (3) 届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧

2 概要

流山市手数料条例別表第3の改正概要は以下の通り。

なお項目及び手数料額はすべて、改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）と同一としている。

項番	改正前		改正後	
	事務の内容	手数料額	事務の内容	手数料額
1	改正なし			
2	改正なし			
3	戸籍謄本等の交付	1通につき 450円	戸籍謄本等の交付 <u>（広域交付による交付を含む。）</u>	1通につき 450円 〈改定なし〉
4	戸籍の記載事項証明書の交付	改正なし		
5	<u>（新規事務）</u>	—	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	1件につき 400円 （※徴収しない場合あり）
5-6	除籍謄本等の交付	1通につき 750円	除籍謄本等の交付 <u>（広域交付による交付を含む。）</u>	1通につき 750円 〈改定なし〉
6-7	除籍の記載事項証明書の交付	改正なし		
8	<u>（新規事務）</u>	—	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	1件につき 700円 （※徴収しない場合あり）
7-9	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	1通につき 350円 （上質紙は1,400円）	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、 <u>届書等情報内容証明書の交付</u>	1通につき 350円 （上質紙は1,400円） 〈改定なし〉
8-10	届書等の閲覧	書類1件につき 350円	届書等の閲覧、 <u>届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

※徴収しない場合とは

- ① マイナポータルを通じて戸籍電子証明書の請求をする場合で、戸籍電子証明書に係る戸籍電子証明書提供用識別符号が自動的に特定され、マイナポータルを通じて発行される場合
- ② 戸籍電子証明書の請求と同一事項が記載された戸籍謄抄本・戸籍証明書と同時に請求がなされた場合

3 施行日 令和6年3月1日

流山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市手数料条例 平成12年3月27日条例第1号		○流山市手数料条例 平成12年3月27日条例第1号	
別表第3 戸籍及び住民基本台帳関係		別表第3 戸籍及び住民基本台帳関係	
手数料を徴収する事務の区分	金額	手数料を徴収する事務の区分	金額
1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき300円	1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき300円
2 住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円	2 住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円
3 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 _____の交付	1通につき450円	3 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円
4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円	4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
5 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	(新設)	(新設)

改正後		改正前	
<p>法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び8の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>6 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の</p> <p>_____の交付</p>	1通につき750円	<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項</p> <p>若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	1通につき750円
<p>7 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2</p>	証明事項1件につき450円	<p>6 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2</p>	証明事項1件につき450円

改正後			改正前		
第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付		
8 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円		(新設)	(新設)	
9 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法	1通につき1,400円	7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法	1通につき1,400円

改正後			改正前		
48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	<p>務省令で定める様式による上質紙を用いる場合によるもの</p> <p>上記以外のも</p>	1 通につき350円	48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	<p>務省令で定める様式による上質紙を用いる場合によるもの</p> <p>上記以外のも</p>	1 通につき350円
10 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円	8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務		書類1件につき350円

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行について

例えば一般旅券（パスポート）発給申請など、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、『戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号』を提出することにより、行政機関はその『符号』をもとに、対応する『戸籍電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）』を取得することができるため、紙の戸籍謄本等の添付が不要となるものです。

